

# 第19回兵庫連盟合同野営大会

兵庫県連盟創立70周年記念

スカウトの祭典

Hyocam2020

## 基本実施要項

Ver 9



兵庫県宍粟市一宮町公文 轆轤師の森キャンプ場

令和2年8月5日(水)～8月10日(月)

日本ボーイスカウト兵庫連盟

## 目 次

第1章	開催の趣旨.....	4
第2章	名 称.....	4
第3章	テーマ.....	4
第4章	主催・後援.....	4
4-1	主 催.....	4
4-2	後 援.....	4
第5章	会場の地理的条件.....	5
5-1	会 場.....	5
5-2	会場の背景.....	5
5-3	公共交通アクセス.....	5
5-4	道路アクセス.....	5
第6章	開催期間.....	5
6-1	期 間.....	5
6-2	開場と閉場.....	5
6-3	参加者の入・退場.....	5
第7章	参加者・参加資格.....	6
7-1	参加者.....	6
7-2	参加資格.....	6
第8章	参加費.....	6
8-1	参加費.....	6
8-2	参加費の用途.....	6
第9章	参加章と入場許可.....	7

第 10 章	参加の申し込み	7
10-1	参加予定申し込み	7
10-2	参加確定申し込み	7
第 11 章	到着手続き	7
11-1	参加隊	7
11-2	大会本部要員	8
第 12 章	組織と運営	8
12-1	運営組織	8
12-2	参加隊編成	8
12-3	運営本部の任務	9
12-4	野営本部の任務	10
第 13 章	大会本部が用意する諸設備	11
13-1	設営地	11
13-2	公共地域と施設	11
13-3	大会本部施設	11
13-4	工作材料	11
13-5	各種付帯設備	11
13-6	関係協力機関施設	11
13-7	スカウト用品売店	11
第 14 章	プログラム	12
14-1	プログラムの基本	12
14-2	プログラムの区分と内容	12
14-3	標準日程	13
14-4	対班競点プログラム	13
第 15 章	服装と携行品	13
15-1	服装	13
15-2	携行品	13

第 16 章	配 給 .....	14
16-1	食糧の配給 .....	14
16-2	燃 料 .....	14
16-3	給 食 .....	14
16-4	給 水 .....	14
16-5	簡易浄化装置.....	14
第 17 章	輸 送 .....	14
17-1	輸送の原則 .....	14
17-2	輸送の方法 .....	15
17-3	車両の規制 .....	15
17-4	交通の案内 .....	15
17-5	使用地形図.....	15
第 18 章	保健及び救護衛生.....	15
18-1	個人衛生 .....	15
18-2	救護所 .....	16
18-3	救護処置の範囲 .....	16
18-4	環境衛生 .....	16
第 19 章	災害時の緊急措置 .....	16
19-1	方 針 .....	16
19-2	情報の収集.....	17
19-3	退避の発動.....	17
19-4	緊急時の大会本部の任務.....	17
第 20 章	見学隊の来訪.....	17
第 21 章	参観者の来訪.....	17
第 22 章	その他 .....	17
別紙1	・参加人員予定表	
別紙2	・交通案内図	

## 第1章.

## 開催の趣旨

「第19回兵庫連盟合同野営大会」は、兵庫連盟結成70周年の記念すべき年にあたり、70年の兵庫のスカウティングを振り返るとともに、県下のスカウト仲間が一同に集いスカウティングの原点である班でのスカウト野営を実践する県下最大の野営大会である。大会実施にあたっては、スカウティングの基礎組織である班がスカウト各々の役割を果たし、創意工夫に満ちた野営を実践することで、普段の活動で培った訓練成果を競い合い、自発性と個々の進歩を促し成長する機会となる。更に、地域社会との共生を図り、スカウト運動の発展と躍進を期することを目的に開催する。

## 第2章.

## 名称

第19回兵庫連盟合同野営大会 (Hyocam 2020、)

## 第3章.

## テーマ

「ウッドクラフト～スカウト野営の実践～」

ウッドクラフト(森林生活術)は、最小限の装備で森に分け入り、普段の訓練で培った知識、技能をもとに班の仲間とともに自分たちの生活サイトを構築し、どんな場所でも快適な生活ができることにある。本大会では、本来あるべきスカウト野営の姿を追求し、年間通して活動してきた班が自分たちの自慢できる班サイトの構築を目指し、県下スカウトの交流を促進する。

## 第4章.

## 主催・後援

### 4-1 主催

日本ボーイスカウト兵庫連盟

### 4-2 後援(依頼予定)

兵庫県

兵庫県教育委員会

公益財団法人兵庫県青少年本部

宍粟市

宍粟市教育委員会

一宮町東公文自治会・森林組合

一般財団法人兵庫県ボーイスカウト振興会

## 第5章.

## 会場の地理的条件

### 5-1 会場

轆轤師の森キャンプ場(通称:ろくろしの森キャンプ場)

住所 兵庫県宍粟市一宮町公文 1-4 (北緯35度12分 東経134度38分)

### 5-2 会場の背景

轆轤師(ろくろし)という地名は、木工ろくろを使ってお椀などの木地をつくる職人のことを中世の呼び名で「轆轤師」と呼んでいたことから発生したと考えられ、轆轤師が、良材を求めて山野を移動した職人集団の居住に適した場所であったことをうかがい知ることができる。藤無山のふもとに位置し、氷ノ山を後背に周囲には若杉高原、音水湖など豊かな自然に恵まれている。

### 5-3 公共交通アクセス

神姫バス「山崎」から「三方小学校下」下車徒歩45分、約3km

### 5-4 道路アクセス

中国自動車道「山崎IC」から約27km、乗用車で約45分

## 第6章.

## 開催期間

### 6-1 期間

本大会は、令和2年8月5日(水)に始まり8月10日(月)をもって終了する。

### 6-2 開場と閉場

会場は、8月4日(火)の午前に開場し、8月11日(火)正午に閉場する。

(大会本部関係設営及び撤収・回収日で、大会本部員のみ適応)

### 6-3 参加者の入・退場

- (1) 参加隊は、8月5日(水)13時までには会場に到着、諸手続きを済ませ設営実施後、開会式に望む。
- (2) 退場は、8月10日(月)朝食後、直ちに撤営に取りかかり点検を受けた後、正午までに完了する。
- (3) 大会終了後も会場で活動希望の参加隊は、総務部へ事前申請し大会運営本部の許可を受け、8月10日(月)午後以降も大会会場を使用し活動をすることができる。ただし、生活利便施設の利用は本来の轆轤師キャンプ場に設置された施設に限られる。
- (4) 大会本部員は8月4日に設営で入場し、参加隊撤収完了翌日8月11日に解散する。野営地は8月4日から11日までの期間を賃借利用期間とする。

## 第7章.

## 参加者・参加資格

### 7-1 参加者

総員約700名(カブ・ビーバー等の見学者を除く)

- (1) 兵庫連盟に加盟登録しているボーイスカウト、ベンチャースカウト、ローバースカウト  
および指導者、大会本部要員など
- (2) 他府県連盟スカウト隊
- (3) 外国スカウト
- (4) ガールスカウト隊
- (5) 宍粟市内の子ども会をはじめ友好青少年団体の会員等

### 7-2 参加資格

- (1) 令和2年度加盟登録済みの SFH の考え方を受容するスカウトおよび指導者
  - ① ボーイスカウトは、参加時に初級以上で、身体強健であり、本大会の野営生活に耐えられると隊長が認めた者
  - ② ベンチャースカウトは、高度な野外活動を通し隼章に挑戦意欲を持ち隊長からの支援を受けられる者
  - ③ ローバースカウト、各隊指導者、兵庫連盟の役員・職員
  - ④ 18NSJ 参加希望スカウトは、本大会に参加し、長期野営の経験を持つこと  
隊長指導者・大会奉仕者も野営経験を持つことが望ましい。
- (2) 兵庫連盟から委嘱された、各分野における専門家
- (3) 他府県連盟スカウト隊、外国スカウト隊、ガールスカウト隊は所属連盟を通じて友団として参加申請し大会本部から認められた者
- (4) 宍粟市内の子ども会をはじめとする友好青少年団体から推薦された者  
(註 1) SFH:セーフ・フローム・ハームの略称

## 第8章.

## 参加費

### 8-1 参加費

- (1) Hyocam2020 に参加するスカウト、指導者(大会本部要員を含む)は、一人当たり12,000円とする。プログラム等で必要な費用があれば別途とする。
- (2) 友好青少年団体の参加者は、その参加日数・方法等から別途連絡する。

### 8-2 参加費の使途

- (1) 8月5日(水)の夕食から8月10日(月)の昼食までの12食分の配給食材費(ただし米は含まない)
- (2) 参加章および配布資料
- (3) 会場の設備費、運営費、プログラム活動費、会場使用料
- (4) 会期中の会場内における救護及び衛生費
- (5) 会期中の保険料他  
まほろばの入浴料は団体割引扱で 個人負担とします

※ 納入参加費は、本部の承認を得て、他の参加者に振替ることができるが払戻はしない。

## 第9章. 参加章と入場許可

会場への入場は、参加章又は入場章の着用者に限る。

- ① 参加者は、参加章を右ポケットの中央に着用する。
- ② 入場は、大会運営本部の受付に申し出ることにより許可される。
- ③ 安全管理面から、見学・支援での入場も全て受付してください。  
参加費を支払わない方の宿泊・食事はお断りします。
- ④ 入場章は、大会運営本部から許可された訪問者に配布される。
- ⑤ 事前に申込のカブ・ビーバー等の見学者には入場章を配布します。

## 第10章. 参加申し込み

### 10-1 予定申し込み

- (1) 各団は、所定の参加人員予定表に参加者1名につき3,000円の参加予納金を添え、令和2年3月末までに所属地区を通して、次の項目に整理し、兵庫連盟事務局に提出する。(但し、予納金は返金しない)
  - ① 本部等奉仕者の人員数と名簿
  - ② 各隊参加隊別スカウト及び指導者の参加予定人員表
- (2) 人員及び荷物の輸送方法は輸送アンケート(別表)で提出する。

### 10-2 確定申し込み

- (1) 参加確定申し込みは、所定の申込用紙に必要事項を記入し、参加費残金を添え、地区を通じて令和2年5月末日までに兵庫連盟に提出する。確定申込書は4部作成し、2部は参加隊控え、1部は地区控えとし、1部は**地区連絡窓口担当者**経由で兵庫連盟事務局に提出する。隊控えのうち1部は会場到着時に参加手続き用として大会運営本部総務部に提出する。
- (2) 兵庫連盟は、確定申し込みを受け付けた後、参加章その他の支給物品及び書類は**地区窓口担当**を通じて事前に各団に送付する。

## 第11章. 到着手続き

### 11-1 参加隊

- (1) 各参加隊は、8月5日(水)13:00までに大会運営本部で到着手続きを完了する。
- (2) 大会運営本部は到着報告を受け、次のことを行う。
  - ① 申し込み名簿と実際到着人員の照合
  - ② 配布物品などの交付

## 11-2 大会本部要員

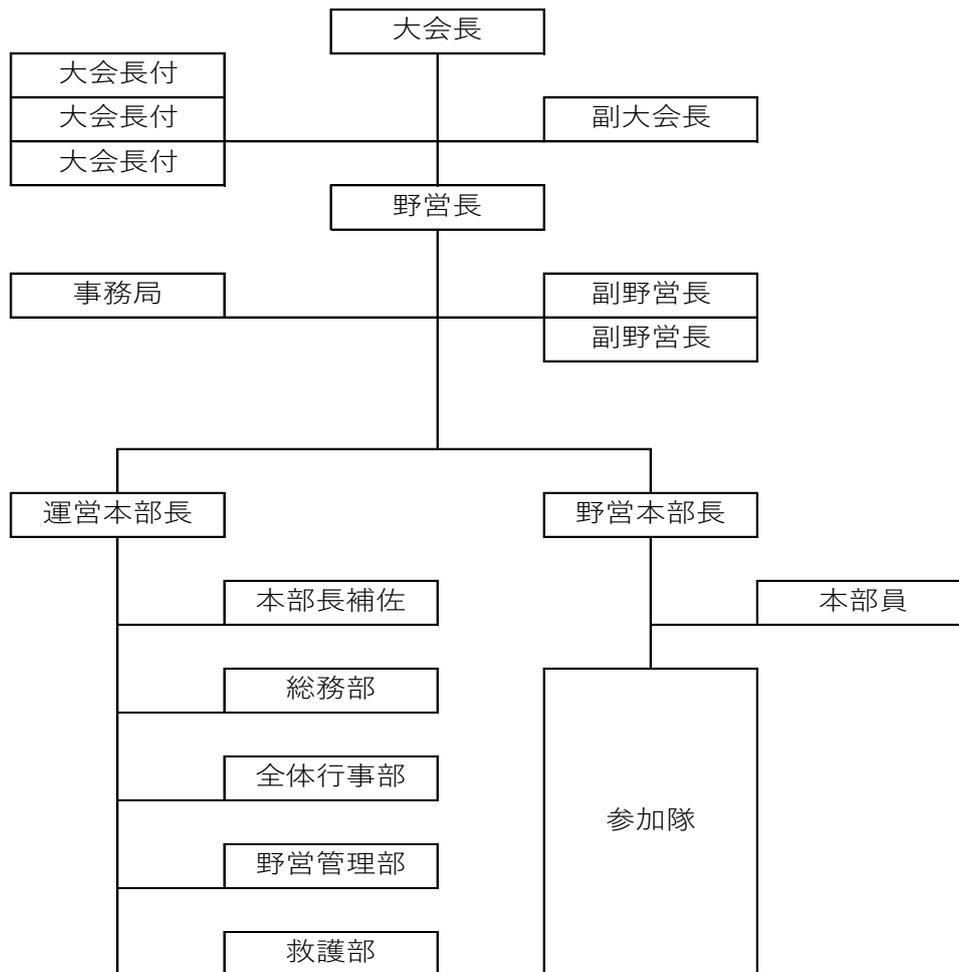
すべての大会本部要員は、別に定める日時までにそれぞれの所属部門で到着手続きを行う。

# 第12章.

# 組織と運営

## 12-1 運営組織

本野営大会の運営組織は以下の通りである。



## 12-2 参加隊編成

隊長・副長を先に決定し、4名以上からなる3個班以上で構成するが、原隊独自の構成が難しい場合は、近隣団・地区で合同隊編成の調整し、隊を編成する。

指導者の資格と登録番号を確認する。

大会本部要員は参加1隊につき3名とし、対応できない隊については地区窓口担当者との協議の上、地区として割当人数を確保する。

### 12-3 運営本部の任務

運営本部の主要な任務は次の通りであるが、簡素な組織をもって運営する。

- ① 本部運営の円滑な推進に関する事。
- ② 各業務の調整と管理に関する事。

#### (1) 総務部

- ① 大会本部の管理、各部門の連絡に関する事。
- ② 大会役員及び奉仕者の人事、受付に関する事。
- ③ 参加者の予定申し込み、確定申し込みに関する事。
- ④ 文書、郵便物の授受、発信に関する事。
- ⑤ 予算、決算および資金の管理、金銭の出納に関する事。
- ⑥ 大会参加人員の掌握。
- ⑦ 大会中の外部広報に関する事。
- ⑧ 危機管理に関する事(気象情報の取得・伝達を含む)。
- ⑨ 大会全般の記録と報告書作成に関する事。
- ⑩ 組織内および他団体への案内に関する事。
- ⑪ 外国参加隊、ガールスカウト、友好青少年団体、一般参加者に関する事。
- ⑫ 迷子、遺失物の処理に関する事。
- ⑬ その他各部門の担当に属さない業務に関する事。

#### (2) 全体行事部

- ① 大会本部所管の開閉会式及び全体行事に関する事。
- ② 大会期間中の情報提供に関する事。
- ③ 外国参加隊、ガールスカウト、友好青少年団体、一般参加者のプログラムに関する事。
- ④ その他プログラムの支援に関する事。

#### (3) 野営管理部

- ① 参加者の安全と規律の維持に関する事。
- ② 地割りに関する事。
- ③ 設営、撤営についての指導
- ④ 会場内の警備、火災、盗難の防止。
- ⑤ 車両の運行に関する統制、管理。
- ⑥ 道路、駐車場の管理と指導。
- ⑦ 大会本部の資材輸送に関する事。
- ⑧ 会場の施設に関する事。
- ⑨ 大会本部の事務所、宿泊テント、来賓控えテント、会議テント、倉庫、食堂などの設営と維持管理。
- ⑩ ゲート、国旗掲揚、アリーナ及び舞台などの設営。
- ⑪ 救護用テント及び患者用テント、要員宿泊テントの設営。
- ⑫ 給水場、シャワー場、便所、通信、照明、放送設備の設置と管理。
- ⑬ 会場内の消毒、害虫駆除に関する事。

- ⑭ 便所等の衛生管理に関すること。
- ⑮ 大会本部及び野営区に対する資材、器材の調達と配分。
- ⑯ 参加者の食事の献立の立案と食料品等配給品の調達と配給。
- ⑰ 非常食に関すること。

#### (4) 救護部

- ① 本部救護所の設置と運営。
- ② 各参加隊の救護体制の指導と連絡調整。
- ③ 病院、支援機関との連絡調整。
- ④ 一般参加者、見学者の救護に関すること。
- ⑤ 大会参加者の安全・衛生についての指導及び啓発に関すること。

#### (5) 事務局

- ① 参加者の予定申し込み、確定申し込みに関すること。
- ② 予算、決算に関すること。
- ③ 大会参加人員の掌握。
- ④ 大会前後の広報に関すること。
- ⑤ 危機管理に関すること。
- ⑥ 来賓の食事、湯茶の接待に関すること。
- ⑦ スカウト用品販売の売店に関すること。
- ⑧ 合同野営大会に関する事務連絡に関すること。

### 12-4 野営本部の任務

#### (1) 参加隊

野営生活・プログラム活動の基本単位は班であるが、野営基準の維持に努めるのは、通常の隊野営と同様、参加隊の任務である。また、参加隊どうしで合同のプログラムを実施したり、交流の機会を設けたりすることは合同野営大会として大いに推奨される。

#### (2) 隊長会議

毎日定時に実施する。対班競点プログラムの準備や運営、合同・交流プログラムに関する連絡・調整を行い、大会の公共作業(清掃や施設管理など)について分担する。その他、大会参加上の諸問題の解決を図る場でもある。

地区・団・隊・支援者に大会運営上、必要な情報は伝達すること。(機材搬入搬出等輸送事項)

合同・交流プログラムには、大会前の調整が欠かせない。地区やブロック単位で随時会議を持ち、準備を進めていく。また、大会全体についての調整も行う。

## 第13章.

## 大会本部が用意する諸設備

### 13-1 設営地

- (1) 大会本部は、各隊に設営地を割り当てる。  
参加隊設営地は、野営管理担当者を中心として割り当てる。
- (2) 各隊は、割当てについて責任を持つ。特に火気の取り扱いに留意し山火事を起こさないこと。防火用水を準備すること。

### 13-2 共有地域と施設

- (1) 大会主会場、各種プログラム会場は既存の施設、自然の地勢を利用して使用する。
- (2) 会場内通路、ゲート、救護所
- (3) 駐車場(御形神社に大会参加及び来訪者の駐車場を借用する)と会場との連絡車は別途運用表する。
- (4) 会場付近に指定駐車場設置(大会業務車両のみ)
- (5) その他

### 13-3 大会本部施設

大会本部各事務所、大会本部要員宿泊所、来賓宿泊所来賓控え所、会議所、倉庫、大会本部食堂の天幕及び付属設備

### 13-4 工作材料

工作用材料調達の対応が出来ませんので、各隊で準備持参すること。使用した材料は参加隊で持ち帰る事。

### 13-5 各種付帯設備

水道、流し台(上水専用)・本部食堂厨房給排水・シャワー(河川水利用)、簡易便所、ステージ・照明設備・放送設備

### 13-6 関係協力機関施設

場内・近隣案内所

### 13-7 スカウト用品売店

記念品等を販売する。

## 第14章.

## プログラム

### 14-1 プログラムの基本

本大会(ボーイ部門)は、スカウト野営を実施することを旨とする。スカウト野営とは、不便な森の中で、いかに楽しく、快適に過ごすか工夫し、日々の改善を中心とするものであり、その主体は班である。班では、特にプログラムが設定されていない空き時間(Spare Time)を有効に活用する。そこでは、自発活動が班の実力の見せ場である。指導者は、班の自治、自発活動を促すために評価・指導をするが、災害などの緊急対応時を除き、スカウトの生活に直接便宜を図ることはない。

そのため、これを実現するには、1年かけての訓練が必要となる。とりわけ班長を中心とした班活動を十分に経験しておくことが肝要である。

大会プログラムとしては、友情に基づいた競争(対班競点プログラム)の機会が設けられる。さらに、各参加隊は、独自や他隊との合同で、自然・歴史・地域文化の探訪などロケーションを生かした冒険心あふれる活動にも取り組む。

これらの活動は全て、ちかい・おきての実践、そなえよつねに、日々の善行、スマートネスなど、スカウト精神が中心になることはいうまでもない。

スカウト精神に基づく本大会は、兵庫連盟全てはボーイスカウト、ベンチャースカウト、ローバースカウト、指導者が一同に集い、経験を振り返り、語り合うまたとない機会となる。

#### プログラムの区分と内容

大会プログラムは、全体行事と参加隊活動に区分される。

##### (1) 全体行事

開会式、閉会式を全体行事とし、大会本部が企画・運営する。全体行事には参加者全員が参加する事を原則とする。

##### (2) 参加隊活動

プログラムの基本に則り、スカウト野営を実施することが参加隊活動の大きな柱である。点検・講評や朝夕の集い、班長会議などは、野営基準を維持するために参加隊が行う。その上に、対班競点プログラムへの挑戦や、ハイキングや営火などの隊活動、参加隊どうしでの合同・交流プログラムを行い、野営生活を満喫する。

## 14-2 標準日程

期間	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目
日程	8 月 5 日(水)	8 月 6 日(木)	8 月 7 日(金)	8 月 8 日(土)	8 月 9 日(日)	8 月 10 日(月)
午前	入場開始	参加隊活動	参加隊活動	参加隊活動	参加隊活動	撤営・退場
午後	設 営	参加隊活動	参加隊活動	参加隊活動	参加隊活動	
夜間	開会式	営火・交流会	営火・交流会	営火・交流会	閉会式	

### 14-4 対班競点プログラム

14-4 いくつかのスカウト技能について、あらかじめ公開された内容に従って、友情に基づい  
 14-4 た競争(対班競点)の機会を設ける。希望する競技に班単位で参加し、優秀班を目指し  
 14-4 て挑戦する。各競技は班員全員で取り組む必要があるため、大会までの班活動で十分  
 14-4 に練習をつんでおくことが、優秀班への近道である。

14-4

14-4

## 14-4 第15章.

## 服装と携行品

### 14-4 15-1 服 装

14-4 (1)参加者の服装は正装とし、制服の右ポケットに参加章を着用する。ID カード、健康  
 14-4 保険証(写し)、健康調査カードを携行する。

14-4 (2)開・閉会式、朝礼、スカウトタウン・サービス、場外プログラム参加時、その他の公式  
 14-4 の場は正装とする。ただし、帽子は県連キャップを使用する。隊サイト内での活動の  
 14-4 とき及び作業に従事するときは、それにふさわしい服装とすることができる。

14-4 (3)プログラムに参加するときの服装については定められた服装か、それにふさわしい服  
 14-4 装とする。

14-4

### 14-4 15-2 携行品

14-4 個人携行品、隊携行品 については、参加者が自主的に判断し携行するものとする。  
 14-4 熱中症対策として、飲料水・塩飴等、つば付帽子(麦わら帽子・サファリハット)の着用  
 14-4 を推奨する。

14-4

14-4

14-4

14-4

14-4

14-4

14-4

14-4

14-4

14-4

14-4

## 第16章.

## 配 給

### 16-1 食糧の配給

- (1) 配給は8月5日(水)夕食分から8月10日(月)昼食までとする。
- (2) 設営及び撤収に関する業務に当たる大会本部員は業務内の配給を行う。
- (3) 献立は原則参加隊の自由とするが、標準献立表を別途示す。
- (4) 標準献立表により生鮮野菜・肉・魚・氷・石鹼洗剤等は配給するが、米・レトルト類・調味料は配給しない。
  - ① 配給食糧のうち日保ちのする食材は大会初日にスターターキットとして配給する。
  - ② 標準献立表、配給日時等は別に示す。  
事前に使用材料は提供しますので、アレルギー体質の方はご確認ください。  
別途 対応できる範囲での提供は行いますが、個人対応もご配慮願います。
  - ③ 配給先の都合で配給パック分けが対応出来ない可能性がありますので配給受け取り時は容器(液体もある可能性ある)の準備をお願いします。
  - ④ 配給時間に遅れると保冷維持が出来ませんので、御了解ください。

### 16-2 燃料

- (1) 燃料は薪とし、野営地内「枯れ木、倒木、伐採木等を燃料用薪とし、薪の不足分は大会本部より一定数を配給する。設営地ではたちかまどを使用し、直火は禁止する。
- (2) 防火用水を準備する。
- (3) 大会本部食堂(ご来賓用・大会本部員食堂)は、プロパンガスを使用する。

### 16-3 給食

- (1) 大会本部要員は、各部又は合同で調理して食事を行う。
- (2) 業務のための先発要員、残務のための居残り要員の給食は別に定める。

### 16-4 給水

- (1) 給水は既設の水道及び仮設流しを設置する。(水汲専用・洗濯・洗顔は自隊サイトで行う。成人エリアは別途設備を設置する)
- (2) 水の使用については無駄のないように、節水に努める。
- (3) 保健衛生上から、生水は絶対に飲まないように注意し、煮沸の上飲料水とする。

### 16-5 簡易浄化装置

環境保護のため、参加隊の排水浄化用簡易浄化装置(材料)として砂のみ支給する。油処理を行い、地中・河川に流さない 吸着紙に吸わせ、焼却か生ごみに出す。

## 第17章.

## 輸 送

### 17-1 輸送の原則

参加各隊、地区の人員ならびに荷物の輸送は任意とする。(事前に輸送アンケートを行い

ます)

野営地に自家用車での乗りつけは禁止する。

バス輸送の場合は指定場所に置く。

隊備品の搬入搬出トラックに関しては別途指示する。

遅れて参加するスカウト・指導者は事前に総務部へ連絡の事。

## 17-2 輸送の方法

参加隊の人員及び貨物は 会場付近略図に従い、隊または地区において準備する。

夏場のピーク時であるので、時間の余裕を持って計画する必要がある。別途輸送ルート等配布します。

## 17-3 車両の規制

(1) 集散時のバス・トラックは一定のルールのもとで運行する。

(2) 会期中会場内の個人車両の使用は認めない。

(3) 大会本部、運営車両は別途定める。

(4) 市町、警察、報道、郵便、消防などの用務車両は優先する。

(5) 参加者・見学者の車両は御形神社駐車場を利用する。**(期間中事前申請の駐車許可証を車両に明示する)**

(6) 会場とは別途運行時間を定めて輸送者を運行する。

## 17-4 交通の案内(別途案内図を配布します)

(1) 神姫バス「山崎」から「三方小学校下」下車徒歩45分、約3km

(2) 中国自動車道「山崎IC」から約27km、乗用車で約45分

## 17-5 使用地形図

国土地理院発行 25,000 分の 1 「神子畑」の左部の地域である。

(参考周辺図「音水湖」)。

標高340mm 北緯 35° 12' 46" 東経 134° 38' 9"

# 第18章.

# 保健及び救護衛生

## 18-1 個人衛生

(1) 参加者は、隊長の指導のもとに保健衛生に充分留意する。

(2) 隊長は、大会本部が発行する健康調査カードと健康保険証の写しを携行し、受診の際に提示する。

(3) 日本連盟 「2019 年度夏季の諸活動の留意事項」及びコミッショナー通達が HP に掲載されています。活用して下さい。

(4) 隊指導者は、スカウトの健康状態に気配りをし、水分補給・休憩・睡眠等の管理をお願いします。

少しでも対応出来なければ、18-2 救護所に指導者同伴で来てください。

その際 健康保険証・健康調査カードは持参下さい。

- (5)アレルギーの薬を救護所冷蔵庫で保管する場合は、保管容量が限られていますので、一つにまとめ氏名明記の事 退出前に引取りの事 事前に大会本部へ申し出て下さい(書式は定めません)

## 18-2 救護所

参加者の救護の万全を期すため、8月5日(水)12時より8月10日(月)12時まで、次の救護所及び医療施設を設置する。

- (1) 大会本部救護所(医師と看護要員)
- (2) 大会本部が委託する病院、医院

## 18-3 救護処置の範囲

本部救護所での処置内容

- ① 患者の診断、治療は、医師が担当する。
- ② 担当医師の判断・指示により外部の病院、または医院にその処置を委託する。  
この場合、治療費は本人の負担とする。
- ③ 隊指導者1は処置の状況を家族・団へ報告する必要があるため引率すること。

## 18-4 環境衛生

### (1) 共同施設の使用

快適な野営生活をするため、便所その他の共同施設の使用は使用者が汚さないように留意し、清潔にする。清掃、消毒は各参加隊が輪番制で担当する。

### (2) ゴミ処理

野生動物対策のため、生ごみを埋めることは禁止。可燃ごみは参加隊において焼却を原則として処理し、野営場収集は宍粟市分別ルールにより処理する。

食材で配給したもの以外(野営機材等参加隊が持ち込んだもの)は受取しませんので持ち帰る事。

ゴミ袋は可燃物用宍粟市指定品を支給します。

#### (1) 排水処理

参加隊の生活排水は、簡易浄化装置により浄化して排水・自然還元する。濾過砂は支給する。油は紙に吸着させ、地中排水は禁止する。

#### (2) 洗剤等の使用

洗剤は、配給されたもの以外は使用禁止とし、川の汚染防止のため石鹼・シャンプーの使用は禁止とする。簡易シャワーは水洗いのみとする。

まほろばの湯を利用の事。

## 第19章.

## 災害時の緊急措置

### 19-1 方針

台風、豪雨、地震等の天災で野営生活の維持が困難となり、かつ参加者の安全を図る必要が生じたときは大会長の決定に基づいて一時、場外施設に退避する。

## 19-2 情報の収集

運営本部長は、総務部とともに気象情報に注意し、台風、豪雨、地震等の襲来を早期に予知することに努め、参加者に警告する。

## 19-3 退避の発動

大会長の決定に基づき、退避について野営長が野営本部長を通じて各参加隊長に指示する。

### (1) 収容計画

別に示す。

### (2) 退避する参加隊の行動基準

退避を指示された参加隊は、キャンプサイトを時間の許す限り整理し、寝具、配給された食糧及び個人携行品を取りまとめ、予め指示された場所に集結し、指示に従って、所定の退避場所へ整然と移動する。

### (3) 参加隊は、指導者の一部を残留させ、隊野営地の監視に当たらせる。

## 19-4 緊急時の大会本部の任務

大会本部各部の緊急時の任務は、別に定める。

## 第20章.

## 見学隊の来訪

ビーバースカウト、カブスカウト隊の見学は、おおいに歓迎するが、事前申込とする。

(1) 各隊の輸送及びプログラムは、それぞれ各隊、各地区において計画実施する。

(2) ビーバー隊の舎営は、これを一切禁止するが、宿泊を伴わない活動として、大会を見学されることを推奨する。

## 第21章.

## 参観者の来訪

(1) 大会本部にて受付し、入場章をもらう。

(2) 参観者の入場は、開催期間中、9時から21時までとする。

(3) 参観者は必ず入場章をつけて見学する。

## 第22章.

## その他

隊指導者の手引き(プログラムガイド含む)、安全管理・輸送関係などは、別に発行する。